

株式会社 桜井甘精堂

女性活躍促進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍促進法に基づき、次のとおり行動計画策定する。

【計画期間】 令和4年4月1日～令和7年3月31日

【目 標】 計画期間内に将来のリーダー育成を目的とした教育訓練のための研修を実施し、男女とも対象となる層の70%以上の労働者に受講させる

【実施期間・取組内容】

- 令和4年7月～ 将来のリーダー育成を目的とした教育訓練の実施内容を検討する
- 令和4年9月～ 将来のリーダー育成を目的とした教育訓練の対象労働者を検討する
- 令和5年1月～ 対象労働者全員に受講勧奨後、将来のリーダー育成を目的とした教育訓練を実施する